

防犯モデルマンションの概要（管理組合向け更新手続き用）

①(公社)静岡県防犯協会連合会の概要

(公社)静岡県防犯協会連合会（以下県防連）は静岡県下警察署毎に設置されている防犯協会の連合会です。県防連は、防犯団体組織の中核として、警察、地方公共団体、ならびに各地区防犯協会と緊密な連携のもとに犯罪、事故の被害を未然に防止する活動をし、静岡県が安全で安心して住みよい地域となるよう各種活動をしています。

②制度の概要

本制度は、平成13年9月14日から運用されています。同年3月23日付で警察庁と国土交通省が示した共同住宅の防犯上の設計指針等に基づき、本県独自で関係機関、団体等が共同して本制度を創設しました。一定の審査基準により審査し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅を「防犯モデルマンション」として県防連が認定、犯罪に遭いにくい共同住宅の普及・促進を図ることを目的としています。

③関係団体との連携

県防連が「防犯モデルマンション」の認定団体となりますが、静岡県警察本部が現場審査に立ち会うなど本制度の支援をするとともに、(公社)静岡県建築士会に審査を委託するなど公正で専門的な審査がされています。本制度運営の事務局は、(一社)静岡県都市開発協会内に置かれています。

④「防犯モデルマンション」の認定

「防犯モデルマンション」は、県内に建設・分譲される3階以上の区分所有建物を対象とし、申請のあったマンションが、60数項目の審査基準に照らして審査されています。

初めての認定は、審査設計段階で行われる「書類審査」と完成段階で行われる「現場審査」の2回の審査において基準適合することが要件となり、5年間の期限で「防犯モデルマンション」として認定されます。

⑤「防犯モデルマンション」の更新手続き

更新手続きの申請は、期限の到来する3ヶ月前から申請することができ、申請料は、一律※40,000円＋消費税です。更新申請の場合の審査は、現場審査のみとなります。審査には、県警本部並びに県防連が立ち会います。マンション管理組合は、管理会社に委任して更新手続きができます。手続きの流れは別紙の防犯モデルマンション更新認定手続きフローチャートをご覧ください。

⑥照会先

防犯モデルマンション事務局 (一社)静岡県都市開発協会内
〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-6 Tel 054-272-8446 fax054-272-8450
URL <http://www.stk.or.jp/bouhan/bouhan.html>

(公社)静岡県防犯協会連合会（県防連） Tel 054-254-3750
静岡県警察生活安全部生活安全企画課 Tel 054-271-0110 内線 711-3032

委任状

管理会社名 _____

担当者名 _____

会社電話 _____

会社 FAX _____

上記のものに防犯モデルマンションの更新手続きを委任します。

年 月 日

マンション名 _____

マンション管理組合代表者

_____ 印

※管理会社に委任しない場合は、下表の現場審査希望日のみご記入下さい。

現場審査希望日

年	月	日	午前	午後
年	月	日	午前	午後
年	月	日	午前	午後

※現場審査の希望日は、期限の到来する3ヶ月～1ヶ月前を目途としてください。

※申請時に上記に記入して、現場審査の希望日を3日程度記入してください。関係者とスケジュール調整し担当者にご連絡します。

※現場調査の時間は、原則として平日の午前10時～11時又は午後2時～3時です。

防犯モデルマンション更新認定手続きフローチャート

